

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、大阪広域水道企業団四條畷水道事業指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

令和3年3月1日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	指定年月日	有効期間の満了の日
四條畷 第330号	株式会社カンタス 松岡 功	寝屋川市本町15番77号	令和3年3月1日	令和8年2月28日
四條畷 第331号	株式会社ウォーターサプライ住 道商会 稲葉 光治	大東市大野一丁目10番1号	令和3年3月1日	令和8年2月28日
四條畷 第332号	株式会社かえで水道 植村 和央	枚方市長尾家具町二丁目15番地の33	令和3年3月1日	令和8年2月28日
四條畷 第333号	中山建設株式会社 中山 力	高石市羽衣五丁目13番14号	令和3年3月1日	令和8年2月28日
四條畷 第334号	株式会社TKP 小林 竜哉	京都府相楽郡精華町光台九丁目11番 地22	令和3年3月1日	令和8年2月28日